

教育委員会会議 定例会

令和7年1月29日

提出議案綴

山梨県教育委員会

1 議 案

- 第 31 号 山梨県教育職員免許状再授与審査会規則
- 第 32 号 県議会に提出する予定案件について
- 第 33 号 県議会に提出する予定案件について
- 第 34 号 県議会に提出する予定案件について
- 第 35 号 県議会に提出する予定案件について
- 第 36 号 県議会に提出する予定案件について
- 第 37 号 県議会に提出する予定案件について
- 第 38 号 県議会に提出する予定案件について

2 報 告 事 項

な し

3 その他報告

- (16) 県議会に提出する予定案件について

議案第 31 号

山梨県教育職員免許状再授与審査会規則

提案理由

山梨県教育職員免許状再授与審査会の設置に伴い、組織及び運営に関する事項を定める必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

規則の概要

教育庁義務教育課

題 名	山梨県教育職員免許状再授与審査会規則
趣 旨	山梨県教育職員免許状再授与審査会の設置に伴い、組織及び運営に関する事項を定める必要がある。
内 容	<p>1 規則制定の背景等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和3年6月、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律が制定され、特定免許状失効者等[*]に教育職員免許状の再授与を行う場合には、都道府県教育委員会が設置する教育職員免許状再授与審査会（以下「審査会」という。）において、出席委員の全会一致により再授与することが適当と認められた場合に限り再授与することができることとされた（令和4年4月1日施行）。 ※ 特定免許状失効者等：児童生徒性暴力等（児童、生徒等に対する性交、わいせつ行為のほか、痴漢行為、盗撮行為、悪質なセクハラ等をいう。）を行ったことにより教育職員免許状が失効し、又は取り上げ処分を受けた者 ○ 審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、文部科学省令（教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則）で定められ、同省令で定められたことのほか必要な事項は、都道府県の教育委員会規則で定めるとされた。 ○ このため、山梨県教育職員免許状再授与審査会の組織及び運営に関し必要な事項を規則で定める必要がある。 ○ なお、再授与の申請に係る欠格期間（懲戒免職の場合は3年）を踏まえると、令和7年度以降に法施行後初めての再授与のための審査が見込まれる。 <p>2 規則の内容</p> <p style="padding-left: 20px;">委員の人数、会議を非公開とすること、委員の守秘義務、委員以外の者への意見聴取、議事に利害関係を有する者の取扱い 等</p>
施行期日	令和7年4月1日から施行する。
留意点	
参考事項	

（庶務）

第五条 審査会の庶務は、教育庁義務教育課において処理する。

（委任）

第六条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

山梨県教育職員免許状再授与審査会について

1 制定の理由

「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）」において、特定免許状失効者等（児童生徒性暴力等を行ったことにより教育職員免許状が失効等となった者）に対し、教育職員免許状を再び授与するに当たっては、あらかじめ、都道府県教育委員会の設置する都道府県教育職員免許状再授与審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴かなければならない旨が規定されました。

これを受け、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則（令和4年文部科学省令第5号。以下「省令」という。）」において定めのあるもののほかに、審査会の組織および運営に関し必要な事項を定めるため、山梨県教育職員免許状再授与審査会規則を制定しようとするものです。

2 主な内容

- ・第2条（組織） 委員人数、委員構成
- ・第3条（会議） 招集権者、参考人の出席、利害関係人の排斥、会議非公開
- ・第4条（守秘義務）

3 公布および施行の日

令和7年4月1日

4 参考

省令において既に定められている内容、および山梨県教育職員免許状再授与審査会規則（下表において「県規則」という。）において定める内容は、次のとおりです。

（1）組織に関すること

	内容	省令	県規則
委員の任命	都道府県教育委員会が任命	○	
委員の任期	2年（再任可）	○	
委員の人数	5人以内		○
委員の構成	・児童生徒性暴力等に関する学識経験を有する者 （医療、心理、福祉、法律の専門家等） ・その他教育委員会が適当と認める者		○
委員の義務	守秘義務		○

(2) 運営に関すること

	内容	省令	県規則
会の代表	会長（委員の互選により選任）	○	
会の招集	会長		○
会の定足数	委員の過半数の出席	○	
参考人	委員以外の者への意見聴取可		○
利害関係者	議事と利害関係を有する委員は参加不可		○
議決方法	・再授与「可」とする際：出席委員の全員一致（一致しない場合は、出席委員の過半数の同意） ・上記以外の議事：出席委員の過半数の同意 （可否同数の場合は、会長が決定）	○	
会議の公開	非公開		○

骨子

※令和5年6月23日公布の刑法等一部改正法及び性的姿態撮影等処罰法の規定により令和5年7月13日一部改正

- 児童生徒等の尊厳を保持するため、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を推進し、もって児童生徒等の権利利益の擁護に資することを目的。
- 「児童生徒性暴力等」などの定義のほか、教育職員等による児童生徒性暴力等の禁止、基本理念（学校の内外を問わず教育職員等による児童生徒性暴力等の根絶等）、文部科学大臣による基本的な指針の作成、児童生徒性暴力等の防止・早期発見・対処に関する措置（データベースの整備等）、特定免許状失効者等に対する免許状授与の特例等について規定。
- 施行日：データベース関係の規定以外は、令和4年4月1日。データベース関係の規定は、令和5年4月1日。

定義（ポイント）

児童生徒等：学校に在籍する幼児・児童又は生徒、十八歳未満の者
教育職員等：教育職員、校長（園長）、副校長（副園長）、教頭、実習助手、寄宿舎指導員
特定免許状失効者等：児童生徒性暴力等を行ったことにより、教員免許状が失効又は免許状取上げ処分となった者

児童生徒性暴力等（第2条第3項）：

- ①児童生徒等に性交等をする事又は性交等をさせること、
 - ②児童生徒等にわいせつ行為をする事又はわいせつ行為をさせること、
 - ③刑法第182条(面会要求、自撮り要求等)、児童ポルノ法、性的姿態撮影等処罰法違反の行為、
 - ④痴漢行為又は盗撮行為、
 - ⑤児童生徒等に対する悪質なセクハラ
- ※ 刑事罰とならない行為も含み、**児童生徒等の同意や暴行・脅迫等の有無を問わない。**

法が定める各施策

基本的な指針

- 各施策を総合的かつ効果的に推進するため文部科学大臣が策定。（第12条）
- ※ 作成・変更の際は内閣総理大臣（こども家庭庁）との協議を実施。
- 法に定める内容の他、右の内容等を明記。

- ・ 児童生徒性暴力等については原則懲戒免職処分とするべきこと
- ・ データベースには、当面、少なくとも40年間分の記録を蓄積
- ・ 採用希望者が特定免許状失効者等に該当することが判明した場合、法の基本理念にのっとり、十分に慎重に、適切な任命又は雇用の判断を実施

防止に関する措置

- **教育職員等・児童生徒等に対する啓発**（第13条・第14条）
 - ・ 教育職員等や養成課程の履修学生への啓発等
 - ・ 児童生徒等に対し、何人からも自己の身体を侵害されてはならないこと等を啓発
- **特定免許状失効者等に関するデータベース**（第7条・第15条）
 - ・ 国によるデータベースの整備、都道府県 教委による迅速な記録の実施教育職員等の任命権者等による、任命又は雇用の際のデータベースの活用義務
- **児童生徒性暴力等対策連絡協議会**（第16条）
 - ・ 関係機関等の連携を図るため、学校・教委・都道府県警察等により構成

早期発見・対処に関する措置

- **早期発見のための措置**（第17条）
 - ・ 定期的な調査等の実施、相談体制の整備
- **児童生徒性暴力等に対する措置**（第18条・第19条）
 - ・ 相談を受けた者は学校又は学校の設置者へ通報（犯罪の疑いがあれば所轄警察署へ速やかに通報）
 - ・ 学校は通報等があれば学校の設置者へ直ちに通報（犯罪と認める場合は所轄警察署に直ちに通報・連携）
 - ・ 報告を受けた学校の設置者は専門家の協力を得て自ら必要な調査を実施
- **学校に在籍する児童生徒等の保護・支援**（第20条）
 - ⇒ 上記の規定は、教育職員等以外の学校において児童生徒等と接する業務に従事する者についても準用（第21条）

教育職員免許法の特例

- **特定免許状失効者等に対する再授与**（第22条）
 - ・ 免許状の失効等の原因となった児童生徒性暴力等の内容等を踏まえ、改善更生の状況等より再授与が適当であると認められる場合に限り、都道府県教委（授与権者）は、免許状の再授与が可能
 - ・ 再授与に当たっては、予め、都道府県教育職員免許状再授与審査会の意見を聴くこと
- **都道府県教育職員免許状再授与審査会**（第23条）
 - ・ 都道府県教委に設置
 - ・ 組織及び運営に関し必要な事項は、文部科学省令において規定

附則

- 児童生徒等と接する業務に従事する者の資格及び児童生徒等に性的な被害を与えた者に係る照会制度の在り方等に関する、政府の検討及び所要の措置の実施。
- 法の施行後3年を目途として、法の施行の状況に関する検討及び所要の措置の実施。

3. データベース 関係

- 任命権者等においてデータベースが適切かつ有効に活用されるよう、国は、具体的な運用マニュアルを作成・周知。
- 免許管理者（都道府県教育委員会）は、当該都道府県において免許状を有する者が特定免許状失効者等に該当するに至ったときは、当該者の情報をデータベースに迅速に記録。また、データベースに記録する情報の期間は、**当面、少なくとも40年間分**の記録を蓄積。
- 免許管理者は、法の基本理念（教育職員等による児童生徒性暴力等の根絶等）を踏まえ、法の施行日より前に児童生徒性暴力等に相当するような行為を行ったことにより免許状が失効等した者に関する情報についても、データベースに記録。
- **データベースの活用は教育職員等を任命又は雇用しようとするすべての任命権者等に義務付けられており**、任命又は雇用を希望する者が特定免許状失効者等に該当することが判明した場合、法の基本理念にのっとり、十分に慎重に、適切な任命又は雇用の判断を実施。

4. 特定免許状失効者等に対する免許状の再授与審査 関係

- **児童生徒性暴力等を行ったことにより懲戒免職等となった教員が、教壇に戻ってくるという事態はあってはならない**ということが、再授与審査の基本的な趣旨。
- 授与権者は、再授与審査会の意見を踏まえ、加害行為の重大性、本人の更生度合い、被害者及びその関係者の心情等に照らして、総合的に判断。
- 法の基本理念を踏まえ、再授与を行うためには、少なくとも児童生徒性暴力等を再び行わないことの高度の蓋然性が必要であり、**児童生徒性暴力等を再び行う蓋然性が少しでも認められる場合は基本的に再授与を行わないことが適当。**
- 免許状の再授与が適当であることの**証明責任は申請者自身**にあり、当該申請者自身が必要書類を調べ、授与権者に提出。
- 再授与審査会は、児童生徒性暴力等に関する学識経験を有する者（医療、心理、福祉、法律の専門家等）で構成し、当該児童生徒性暴力等の事案と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）により、原則として、**出席委員の全会一致をもって議決。**

※ 文部科学省は、再授与審査に関して全国で統一的な運用を図るため、

- ①再授与審査の基本的な考え方、再授与が不適当と考えられる例、主な考慮要素や提出書類例を基本指針において示すとともに、
- ②職能団体等の協力も得ながら、専門家の候補者となる者の情報共有や専門家の共通理解を図る取組等、必要な支援を実施。

教育職員等による児童生徒性暴力等の 防止等に関する基本的な指針

令和4年3月18日
文部科学大臣決定
令和5年7月13日改訂

雇用の判断を行う必要がある²²。その際には、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）にのっとり、適切に情報を取り扱うこと。

- 特定免許状失効者等の任命又は雇用を行う場合は、法第3条において教育職員等は児童生徒性暴力等をしてはならないこととされていることを踏まえ、少なくとも、当該希望者が児童生徒性暴力等を再び行わないことの高度の蓋然性が必要である。このとき、任命又は雇用を希望する者が児童生徒性暴力等を再び行わないことの高度な蓋然性が認められなかったのにもかかわらず、当該希望者を任命又は雇用した場合において、当該者が児童生徒性暴力等を再び行ったときは、任命権者等についても損害賠償の責めを負うことがあり得ることに留意が必要である。
- なお、児童生徒性暴力等を行ったことにより免許状が失効又は取上げとなった事実を秘匿することを意図して改名の上、任命又は雇用されようとするケースも考えられることから、新規学卒者でない者など免許状取得から一定期間が経っている場合には、本人確認書類等に記載された氏名（現在の氏名）と併せて、任命又は雇用を希望する者の大学の卒業証書の原本や卒業証明書、免許状の原本等に表記された氏名（旧姓や改名前の氏名）の両方でデータベースを検索するものとする。
- 採用選考時の関係書類においても、賞罰欄等を設けた上で、刑事罰のみでなく、懲戒処分歴や児童生徒性暴力等の懲戒処分の原因となった具体的な理由の明記を求めたりすることなどにより、任命又は雇用を希望する者の経歴等を十分に確認し、適切な判断を行うことが必要であること。経歴等を十分に確認した上での適切な判断は、前職の有無や、免許状の種類、常勤・非常勤・任期付任用・臨時的任用・再任用・会計年度任用職員等の任用形態、フルタイム・パートタイム等の勤務時間等によらず、全ての場合において必要であること。

4 特定免許状失効者等に対する免許状の再授与に関する施策

(1) 特定免許状失効者等に対する免許状の再授与²³

- 免許状の授与権者は、特定免許状失効者等に対する免許状の再授与に当たっては、

²² 児童生徒性暴力等以外のわいせつ行為等によって免許状が失効又は取上げとなった者が再び免許状を受けて採用試験に臨むケースも考えられることから、官報に公告された過去40年間の免許状失効情報を検索することができる「官報情報検索ツール」を国のデータベースと並行して活用することも重要である。

²³ ○ 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律
(特定免許状失効者等に対する教育職員免許法の特例)

第22条 特定免許状失効者等(教育職員免許法第5条第1項各号のいずれかに該当する者を除く。)については、その免許状の失効又は取上げの原因となった児童生徒性暴力等の内容等を踏まえ、当該特定免許状失効者等の改善更生の状況その他その後の事情により再び免許状を授与するのが適当であると認められる場合に限り、再び免許状を授与することができる。

2 都道府県の教育委員会は、前項の規定により再び免許状を授与するに当たっては、あらかじめ、都道府県教育職員免許状再授与審査会の意見を聴かなければならない。

3 都道府県の教育委員会は、教育職員免許法第10条第2項(同法第11条第5項において準用する場合を含む。)の規定により特定免許状失効者等から失効した免許状の返納を受けることとなった都道府県の教育委員会その他の関係機関に対し、当該特定免許状失効者等に係る免許状の失効又は取上げの原因となった児童生徒性暴力等の内容等を調査するために必要な情報の提供を求めることができる。

免許状の失効又は取上げの原因となった児童生徒性暴力等の内容等を踏まえ、当該特定免許状失効者等の改善更生の状況その他その後の事情により再び免許状を授与するのが適当であると認められる場合に限り、再び免許状を授与することができる（法第22条第1項）。

（再授与審査の基本的な考え方）

- 再授与審査の基本的な趣旨は、児童生徒性暴力等を行ったことにより懲戒免職等となった教員が、教壇に戻ってくるという事態はあってはならないということであり²⁴、再授与の審査に当たって、授与権者においては、都道府県教育職員免許状再授与審査会（以下「再授与審査会」という。）の意見を踏まえ、加害行為の重大性、本人の更生度合い、被害者及びその関係者の心情等に照らして、総合的に判断することが求められる²⁵²⁶。
- 法第4条の基本理念においては、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策は、児童生徒等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず教育職員等による児童生徒性暴力等を根絶することを旨として行われなければならない等とされていることを踏まえ、再授与を行うためには、少なくとも児童生徒性暴力等を再び行わないことの高度の蓋然性が必要である。児童生徒性暴力等を再び行う蓋然性が少しでも認められる場合は基本的に再授与を行わないことが適当であり、授与権者は、このような考え方の下、自らの権限及び責任において、十分に慎重に判断する必要がある²⁷。授与権者が特定免許状失効者等に対し故意又は過失によって違法に免許状を再授与してしまい、当該者が教壇に立ち児童生徒性暴力等を再び行ってしまった場合は、授与権者は損害賠償の責任を問われることもあり得るため留意が必要である。
- その際、免許状の再授与が適当であることの証明責任は申請者自身にあり、特定免許状失効者等が免許状の再授与を希望する場合、当該申請者において申請の前提とな

²⁴ ○ 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律案 趣旨説明（抄）

令和元年度には、大変残念ながら、121名の公立学校教員が児童生徒に対するわいせつ行為を理由として懲戒免職となりました。被害を受けた方々の心情に思いを致せば、このような教員が、教壇に戻ってくるという事態はあってはなりません。しかしながら、現行の教育職員免許法は、このような教員であっても、一定期間が経過すれば、形式的な確認で再免許を授与しなければならない仕組みとなっており、これを改めるとともに、教員による児童生徒に対する性暴力等の防止等を図るなどの必要があります。

²⁵ ○ 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律案 趣旨説明（抄）

…この審査（注：特定免許状失効者等に対する教員免許状の再授与に係る審査）は、都道府県教育職員免許状再授与審査会の意見を聴いて、加害行為の重大性、本人の更生度合い、被害者及びその関係者の心情等に照らして総合的に判断されることとなり、その判断に必要な資料は申請者側が提出する必要があります。このような仕組みを通じて、適格性を有しない教員が再び教壇に立つことを防ぐものとなっております。

²⁶ 平成25年6月27日東京地方裁判所民事第2部判決（平成23年（行ウ）167号）において、処分行政庁が医師免許の再付与を拒否したことが裁量権の範囲の逸脱又は濫用にあたるかが争われたところ、当該判決文においては「医師法7条3項（注：現2項）は、処分行政庁において、再び免許を与えることが『適当であると認められる』に至ったときには、『再免許を与えることができる』と規定しており、同文言からして、処分行政庁に広範な裁量権を与えていることが明らかであるところ、処分行政庁は、医師の免許取消処分を受けた者に対する再免許の可否を決するに当たり、当該医師の医事に関する不正行為の種類、性質、違法性の程度、動機、目的、影響のほか、当該医師の性格、処分歴、反省の程度等、諸般の事情を考慮し、同行の規定の趣旨に照らして、再免許を付与するか否かを決定すべきものと解される。」と判示されている。

²⁷ なお、仮に特定免許状失効者等が再び免許状を授与されたときも、免許状には授与の根拠規定（教育職員免許法第16条の2の2）が記載されることとなる。このため、任命権者等は、免許状に記載された当該授与の根拠規定も十分に踏まえつつ、適切な採用判断を行う必要がある。

る基礎的な情報を示す書類に加え、改しゅんの情が顕著であり、再び児童生徒性暴力等を行わないことの高度の蓋然性を証明し得る書類を授与権者に提出し、自身が免許状の再授与を受けることが適当であることを証明する必要がある²⁸（審査における主な考慮要素と提出書類例は、別紙を参照）。

（再授与が不相当と考えられる例）

- 上記の再授与審査の基本的な考え方を踏まえると、例えば、以下のような者に対し免許状を再授与することは、基本的に不相当であると考えられる。
 - ・過去に行った児童生徒性暴力等に高い悪質性²⁹が認められる者
 - ・加害行為の再犯防止のために一定の条件を要する者³⁰（例えば、医師による治療・服薬指導等を継続する場合に限り加害行為の再犯が見込まれない等）
 - ・免許状の失効期間中を含め、長期間に渡り児童生徒等と接しない職業等において加害行為を犯さなかったとしても、教育職員等として復職することにより児童生徒等と接することが契機（トリガー）となって、再び児童生徒性暴力等を行う可能性が排除できない者
 - ・過去、特定免許状失効者等となった後に免許状の再授与を拒否され、その時から審査内容に関して大きな状況変化がない者
 - ・自己申告内容の重要な部分に明らかな虚偽が認められる者 等

（留意事項）

- 申請者や授与権者が被害者及びその関係者に接し、当時の事案を再起させてしまうことで、被害者等が再び心情を害するなどの二次的被害につながることはないよう、再授与申請・審査に関する過程において、申請者や授与権者による被害者等への接触は原則として行わないよう配慮することが望ましい。
- 授与権者は、免許状の再授与を希望する特定免許状失効者等が、自身が特定免許状失効者等であることを悪意をもって隠ぺいして³¹又は認識せずに申請する可能性があることを踏まえ、新規学卒予定者等による申請の場合を除き、申請者から特定免許状失効者等であるとの自己申告がないときでも、原簿により当該申請者の過去の免許状失効事由を確認するなど、申請者が特定免許状失効者等に該当するか否かを確認するよう留意するものとする。

²⁸ 授与権者の責務は、原則として、申請者の提出書類に記載された情報の範囲において再授与が適当であるかどうかの判断を行うことに留まり、必ずしも関係情報を独自に調査したり、申請者に対して聞き取り等を行ったりすることまで求められているものではない。なお、再免許を裁量的に拒否できる類似の立法例における運用においても、「再免許申請書に記載された事情を考慮した結果、再び免許を与えることが適当であると認められなかったため。」等の理由が提示されている。

²⁹ 悪質性を判断するための要素として、過去の裁判例等を踏まえると、例えば、加害行為の動機・内容・回数・期間・常習性、被害者の年齢・人数、教師という立場・信頼関係の利用（自校内・勤務時間内・担任・顧問等）、計画性、撮影行為、被害者に自責の念を抱かせる言動や秘密の共有・口止め・脅迫、犯行の重大性への認識・反省、被害当事者及び関係者の苦痛及び長期的影響や処罰感情、社会的影響等が考えられる。

³⁰ 平成25年6月27日東京地方裁判所判決（再掲）においても、原告に医師免許を再度付与した場合、原告が医師として行い得る医療行為に特段の制約が及ぶわけではないため、原告が医師免許の取消処分事由となった臓器摘出等の手術に関与しないという条件をもって医師免許の再付与の妥当性が認められるものではない旨が判示されている。

³¹ 偽りその他不正の手段により、免許状の授与を受けた者については、教育職員免許法第21条第2項により、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処することが定められている。

(2) 都道府県教育職員免許状再授与審査会³²

- 都道府県教育委員会による特定免許状失効者等に対する免許状の再授与に関し、意見を述べる事務をつかさどらせるため、都道府県教育委員会に、再授与審査会を置く（法第23条第1項）
- 再授与審査の公平・公正性や専門性を確保するため、再授与審査会は、児童生徒性暴力等に関する学識経験を有する者（医療、心理、福祉、法律の専門家等）で構成し、当該児童生徒性暴力等の事案と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）により議決を行うものとする。なお、第三者性の確保の観点から、教育委員会（当該都道府県以外の教育委員会に所属する場合を含む。）の職員は、再授与審査会の委員としては参画しないものとする。

加えて、再授与審査会において再授与が適当であるとの結論を得るに当たっては、出席委員全員から意見を聴いた上で、原則として、出席委員の全会一致をもって行うものとする³³。
- 文部科学省は、再授与審査に関して全国で統一的な運用を図るとともに³⁴、都道府県教育委員会における専門家の適切な確保に資するよう、職能団体等の協力も得ながら、専門家の候補者となる者の情報共有や専門家の共通理解を図る取組等、必要な支援を行う。なお、委員は他の都道府県教育委員会の再授与審査会で同様の業務を兼務すること（いわゆる掛け持ち）も可能である。
- 再授与審査会の公開については、個人情報を取り扱うこととなり、また、会議の公正又は円滑な運営に支障が生じるおそれもあるため、基本的に非公開となることが想定されるが、当該都道府県の関係条例等を踏まえ、適切に判断する。その際、例えば、

³² ○教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律

（都道府県教育職員免許状再授与審査会）

第23条 前条第2項に規定する意見を述べる事務をつかさどらせるため、都道府県の教育委員会に、都道府県教育職員免許状再授与審査会を置く。

2 都道府県教育職員免許状再授与審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

³³ ○教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則（令和4年文部科学省令第5号）

第5条（略）

2 審査会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前項の規定にかかわらず、審査会は、都道府県の教育委員会に対し、特定免許状失効者等について、再び免許状を授与するのが適当であると認められる旨の意見を述べるに当たっては、出席委員全員から意見を聴いた上で、原則として、出席委員の全会一致をもって行うよう努めなければならない。ただし、審査会において議論を尽くしても、出席委員全員の意見が一致しないときは、出席委員の過半数の同意を得た意見を審査会の意見とすることができる。

³⁴ ○教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する件（令和3年5月21日 衆議院文部科学委員会）

十一 都道府県の教育委員会は、特定免許状失効者等に対する免許状の再授与に当たっては、専門家等の意見を聴き、審査が公正、公平に行われるよう留意するとともに、国は、審査に関して全国で統一的な運用がなされるよう、指針等の策定その他の支援を行うこと。

○教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律案に対する附帯決議（令和3年5月27日 参議院文教科学委員会）
十二、都道府県の教育委員会は、特定免許状失効者等に対する免許状の再授与に当たっては、専門家等の意見を聴き、審査が公正、公平に行われるよう留意するとともに、国は、審査に関して全国で統一的な運用がなされるよう、指針等の策定その他の支援を行うこと。

会議は非公開としつつ、事後的に議事要旨を公にすることも考えられる³⁵。なお、再授与審査会の委員は、特別職の地方公務員（地方公務員法第3条第3項第2号該当）の身分を有し、同法上の守秘義務等は課されないこととなるため、教育委員会規則等で守秘義務に関する規定を定める必要がある。

- 再授与審査会の職務等に関する必要な事項については、組織及び運営に関し必要な事項を定める文部科学省令や基本指針等を踏まえつつ、各都道府県教育委員会の教育委員会規則等により定める必要がある³⁶。なお、具体的な委員の委嘱のタイミング等については、地域の実情や申請状況等³⁷も踏まえつつ、柔軟に対応することも可能である。

³⁵ 医師の再免許について審議する国の医道審議会医道分科会では、「元医師1名に対する再免許付与について諮問がなされ、審議の結果、再免許が適当である旨の答申はなされていない。」等の議事要旨がウェブサイトに掲載されている。

³⁶ 法第23条が、教育委員会の附属機関である再授与審査会の設置及び職務の根拠規定（地方自治法第138条の4第3項・第202条の3第1項における「法律…の定めるところにより」）となっている。

³⁷ 法施行後に行われた児童生徒性暴力等による特定免許状失効者等について適用するとの再授与審査に関する経過措置（法附則第2条）及び当該申請に関する欠格期間（例：懲戒免職の場合は3年）を踏まえると、再授与審査は定常的には令和7年度以降に見込まれることとなる。欠格期間は、形式的には最短で、禁錮以上の刑に付された執行猶予1年の場合があり得るが、相当する事案は事実上確認されていない。

再授与審査における主な考慮要素及び提出書類例

- 再授与審査において、授与権者が考慮すべき主な要素や、申請者が自らの証明責任の下で提出することが想定される、①申請の前提となる基礎的な情報を示す書類に加え、②改しゅんの情が顕著であり、再び児童生徒性暴力等を行わないことの高度の蓋然性の証明に資する書類の例は、以下の表のとおり。なお、いずれの考慮要素も必ずしも独立して判断できるものではなく、他の要素との兼ね合いも踏まえつつ総合的に判断されることとなると考えられる点に留意が必要である。

	考慮すべき主な要素	提出書類例
①	・加害行為の悪質性 ^(注1)	・免許状失効の原因となった児童生徒性暴力等の事実関係に関する自己申告書 ^(注2) (懲戒免職の場合は処分事由説明書、免許状失効の原因となった児童生徒性暴力等に関する刑事又は民事裁判がある場合はその判決謄本等を含む。)
	・再授与審査の申請歴	・特定免許状失効者等となった後の再授与審査の申請歴に関する自己申告書 (他の都道府県教育委員会に申請中でないことの確認、過去の申請歴がある場合はその結果通知及びその後の状況変化を示す書類を含む。)
②	・社会的活動等の状況	・特定免許状失効者等となった後の職歴・社会的活動歴、再犯防止策に関する自己申告書 ^(注3)
	・治療・更生等の程度	・複数の医師等による診断書・意見書 (診断名、治療内容(期間、服薬名等)、症状の安定性・治癒の見込み、業務への支障の程度、その他特記事項) ^(注4) ・更生プログラム等の受講等歴・評価書 ・申請者の現在の勤務先による勤務状況等証明書 ・申請者の復職を求める嘆願書
	・反省の程度(被害者等との関係性を含む。)	・申請者の反省文 ・被害者等に対する慰謝措置(謝罪、損害賠償等)や被害者等との示談等に関する自己申告書

(注1) 悪質性を判断するための要素として、過去の裁判例等を踏まえると、例えば、加害行為の動機・内容・回数・期間・常習性、被害者の年齢・人数、教師という立場・信頼関係の利用(自校内・勤務時間内・担任・顧問等)、計画性、撮影行為、被害者に自責の念を抱かせる言動や秘密の共有・口止め・脅迫、犯行の重大性への認識・反省、被害当事者及び関係者の苦痛及び長期的影響や処罰感情、社会的影響等が考えられる。

(注2) 申請者の申立書の審査に当たっては、免許状が失効・取上げとなった当時の免許管理者(都道府県教育委員会)等に対し、申請者の自己申告の内容が真正であることや、懲戒免職等の原因となった児童生徒性暴力等以外に判明している加害行為の有無の確認など、必要な情報を補完的に問い合わせることも可能であり、問合せを受けた関係機関は、法の趣旨を踏まえ、適切に対応することが求められている³⁸。その際、実務上、当時の免許管理者ないし任命権者等に、書面による情報提供を求めることのほか、例えば、参考人として参加する協力を求めることも考えられる。児童生徒性暴力等により禁錮以上の刑に処された者については、必要に応じて、地方検察庁に対して刑事確定訴訟記録法に基づき、当時の事件記録について、保管記録の閲覧請求を行うことも考えられる。

(注3) 申請者が仮に特定免許状失効者等となった後に児童生徒性暴力等を行っていないとしても、それだけでは、復職時に児童生徒等に接することが契機(トリガー)となり、再犯につながる可能性もあることに留意する必要がある。

(注4) 申請者が必ずしもいわゆる小児性愛その他の精神疾患により児童生徒性暴力等を行ったとは限らない点にも留意が必要である。

³⁸ ○ 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律
第22条(略)

3 都道府県の教育委員会は、教育職員免許法第10条第2項(同法第11条第5項において準用する場合を含む。)の規定により特定免許状失効者等から失効した免許状の返納を受けることとなった都道府県の教育委員会その他の関係機関に対し、当該特定免許状失効者等に係る免許状の失効又は取上げの原因となった児童生徒性暴力等の内容等を調査するために必要な情報の提供を求めることができる。

○教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則

(令和四年三月十八日)

(文部科学省令第五号)

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律(令和三年法律第五十七号)第二十三条第二項の規定に基づき、並びに同法第十五条第二項及び第二十二条第一項の規定を実施するため、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則を次のように定める。

<抜粋>

(都道府県教育職員免許状再授与審査会の委員)

第三条 都道府県教育職員免許状再授与審査会(以下「審査会」という。)の委員は、児童生徒性暴力等に関する学識経験を有する者のうちから、都道府県の教育委員会が任命する。

2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第四条 審査会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(議事)

第五条 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 審査会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前項の規定にかかわらず、審査会は、都道府県の教育委員会に対し、特定免許状失効者等について、再び免許状を授与するのが適当であると認められる旨の意見を述べるに当たっては、出席委員全員から意見を聴いた上で、原則として、出席委員の全員一致をもって行うよう努めなければならない。ただし、審査会において議論を尽くしても、出席委員全員の意見が一致しないときは、出席委員の過半数の同意を得た意見を審査会の意見とすることができる。

(雑則)

第六条 前三条に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の教育委員会規則で定める。

この度公布された、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則（令和4年文部科学省令第5号）の概要及び留意事項について通知します。

3文科教第1380号
令和4年3月18日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市・中核市教育委員会教育長
各都道府県知事
各指定都市・中核市市長
構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた各地方公共団体の長
附属学校を置く各国公立大学長
各文部科学省所轄学校法人理事長

殿

文部科学省総合教育政策局長
藤原 章 夫

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則の公布
について（通知）

この度、第204回通常国会において成立した「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」（令和3年法律第57号。以下「法」という。）に基づき、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則（令和4年文部科学省令第5号）」（以下「規則」という。）が公布され、法の施行の日（令和4年4月1日）より施行されることとなりました。

規則の概要及び留意事項は下記のとおりですので、十分に御了知の上、事務処理上遺漏のないよう願います。

記

第一 規則の概要

法に規定するデータベースへの記録及び特定免許状失効者等に対する免許状の授与の実施のために必要な規定を整備し、並びに法の委任に基づき都道府県教育職員免許状再授与審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものであること。

1 特定免許状失効者等に係る通知・報告

(1) 免許管理者は、児童生徒性暴力等を行ったことにより免許状が失効し、又は児童生徒性暴力等を行ったことにより免許状取上げの処分を行ったときは、その旨を免許状が失効した者又は免許状取上げの処分を受けた者の免許状を授与した授与権者に通知するものとする（規則第1条関係）。

(2) 所轄庁は、教育職員等（学校において児童生徒等と接する業務に従事する者を含み、免許状を有しない者を除く。（3）及び（4）において同じ。）が、次のいずれかに該当すると認めたときは、速やかにその旨を免許管理者に通知するものとする（規則第2条第1項関係）。

① 児童生徒性暴力等を行ったことにより禁錮以上の刑に処せられたとき。

② 公立学校の教育職員等であって児童生徒性暴力等を行ったことにより懲戒免職の処分を受けたとき。

(3) 所轄庁は、国立学校、公立大学法人が設置する公立学校又は私立学校の教育職員等が児童生徒性暴力等を行い、公立学校の教育職員等の場合における懲戒免職の事由に相当する事由により解雇されたと認められる事実があると思料するときは、速やかにその旨を免許管理者に通知するものとする（規則第2条第2項関係）。

(4) 学校法人等は、その設置する私立学校の教育職員等について、(2) ①に該当すると認めたとき、又は児童生徒性暴力等を行ったことにより当該教育職員等を解雇した場合において、当該解雇の事由が(3)に定める事由に該当すると思料するときは、速やかにその旨を所轄庁に報告するものとする（規則第2条第3項関係）。

2 審査会の組織及び運営に関する事項

(1) 審査会の委員は、児童生徒性暴力等に関する学識経験を有する者のうちから、都道府県の教育委員会が任命することとしたこと。また、委員任期は2年とし、委員は再任可能としたこと（規則第3条関係）。

(2) 審査会に、会務を総理し、審査会を代表する会長を置き、委員の互選により選任することとしたこと。また、会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理することとしたこと（規則第4条関係）。

(3) 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができないこととしたこと。また、審査会は、都道府県の教育委員会に対し、特定免許状失効者等について、再び免許状を授与するのが適当であると認められる旨の意見

を述べるに当たっては、出席委員全員から意見を聴いた上で、原則として、出席委員の全員一致をもって行うよう努めなければならないこととし、審査会において議論を尽くしても、出席委員全員の意見が一致しないときは、出席委員の過半数の同意を得た意見を審査会の意見とすることができることとしたこと（規則第5条関係）。

(4) (1)～(3)に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の教育委員会規則で定めることとしたこと（規則第6条関係）。

3 施行期日及び経過措置等

(1) 規則は法の施行の日（令和4年4月1日）から施行することとしたこと（附則第1条関係）。

(2) 1(1)は、この省令の施行日前に児童生徒性暴力等を行ったことにより免許状が失効した者、又は児童生徒性暴力等を行ったことにより免許状取上げの処分を受けた者については、適用しないこととしたこと（附則第2条関係）。

(3) その他関係省令について所要の改正を行うこと（附則第3条及び附則第4条関係）。

第二 留意事項

1 特定免許状失効者等に係る通知・報告

(1) 規則第1条又は第2条に基づき通知・報告を行う際には、教育職員等が児童生徒性暴力等に該当する行為を行ったか否か、禁錮以上の刑に処せられた事実が生じたか否か等を十分に確認すること。この確認手段として、本人に対する聴き取り調査のほか、事案に関係する裁判の傍聴や刑事確定訴訟記録法（昭和62年法律第64号）に基づく地方検察庁への刑事確定訴訟記録の閲覧請求を行うことが考えられること。

(2) 規則第2条に定める所轄庁による通知又は学校法人等による報告の対象には、免許状を有し、学校において児童生徒等と接する業務に従事する者を含むことに留意すること。「学校において児童生徒等と接する業務に従事する者」については、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針（令和4年3月18日文科科学大臣決定）（以下「基本指針」という。）第2、2、(2)における「学校において児童生徒等と接する業務に従事する者」に係る記載を踏まえた上で判断されたいこと。

(3) 規則第2条に基づき、所轄庁による通知又は学校法人等による報告を行った場合は、免許法第14条及び第14条の2に基づく通知又は報告を行ったものとみなしてもよいこと。

(4) 規則第2条第2項に基づき、所轄庁より児童生徒性暴力等を行い解雇された者に係る通知を受けた免許管理者においては、通知の内容を踏まえ、当該者について教育職員免許法（昭和24年法律第147号。以下「免許法」という。）第11条に基づく免許状の取上げ処分の判断を遺漏なく行うこと。

2 審査会の組織及び運営に関する事項

(1) 規則第3条第1項に規定する「児童生徒性暴力等に関する学識経験を有する者」として、例えば、以下の専門家が該当し得ること。また、文部科学省において、専門家の候補となる者の情報共有等を行う予定であること。

- ① 医療関係者（医師等）
- ② 心理関係者（臨床心理士、犯罪心理学者、スクールカウンセラー等）
- ③ 福祉関係者（社会福祉士、児童相談所関係者、スクールソーシャルワーカー等）
- ④ 法律関係者（弁護士等）
- ⑤ その他（教育関係学者、性犯罪の更生プログラム等に詳しい保護観察官、警察関係者等）

(2) 規則第6条に基づき、都道府県教育委員会規則に定める事項として、例えば、委員の人数、会議を非公開とすること、委員の守秘義務、委員以外の者への意見聴取、議事に利害関係を有する者の取り扱い等が考えられること。

(3) 法の施行の日は令和4年4月1日であり、この施行の日より前に児童生徒性暴力等を行い、施行の日以後に特定免許状失効者等となった者は免許状再授与審査の対象とはならないこと。また、特定免許状失効者等となった者の免許状取得に関しては、例えば、懲戒免職の場合には3年間の欠格期間が生じることを踏まえると、再授与審査が行われるのは定常的には令和7年度以降となるため、審査会の組織及び運営に関し必要な事項について、規則第6条に基づく都道府県教育委員会規則の策定は必ずしも法の施行の日（令和4年4月1日）までに行う必要はないこと。

(別添)

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則（令和4年文部科学省令第5号）

【本件担当】

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課免許係

TEL : 03-5253-4111（内線 3968, 3969）

E-MAIL : menkyo@mext.go.jp

議案第 32 号

県議会に提出する予定案件について

[別途資料配付]

議案第 33 号

県議会に提出する予定案件について

[別途資料配付]

議案第 34 号

県議会に提出する予定案件について

[別途資料配付]

議案第 35 号

県議会に提出する予定案件について

[別途資料配付]

議案第 36 号

県議会に提出する予定案件について

[別途資料配付]

議案第 37 号

県議会に提出する予定案件について

[別途資料配付]

議案第 38 号

県議会に提出する予定案件について

[別途資料配付]

その他報告 16

県議会に提出する予定案件について

[別途資料配付]